

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月8日

横浜市契約事務受任者
港湾局長 新保 康裕

1 契約の概要

港湾施設緊急応急措置工事(本牧ふ頭地区) 舗装復旧工

2 履行(納品)場所

中区本牧ふ頭内

3 契約日

令和8年3月17日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月17日から令和8年3月31日

5 契約金額

¥44,015,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

日舗建設株式会社 代表取締役社長 樋川 剛
横浜市青葉区さつきが丘25番5

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

履行場所である本牧ふ頭内道路(本牧ふ頭D突堤2号線)は、本牧ふ頭D1ターミナルへのアクセス道路として、横浜港の物流を支える重要な路線である。

当該道路では、特にコンテナ車の通行が集中する第一走行帯および第二走行帯において、日常的な渋滞が発生しており、轍の進行状況を十分に把握することが困難な状況にある。港湾労働団体からの要望・指摘を受けて、令和8年3月に現地確認を行ったところ、当該走行帯において管理基準である4cmを大きく超え、最大で約15cmに達する轍が確認された。

このような轍の状況を放置した場合、コンテナ車や一般車両が轍に進入することによる横転等の人命に関わる重大事故が発生するおそれが高く、加えて、事故発生時には横浜港の物流機能に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

そのため、予断を許さない状況として即時的な対応が必要であり、本件については

随意契約により実施したものである。

8 契約の相手方の選定理由

契約の相手方である日舗建設株式会社は、本牧ふ頭の指定管理者である横浜港埠頭株式会社が発注する横浜港内の土木施設補修工事を受注・施工しており、履行場所周辺において緊急の土木補修工事に即応可能な施工機械および人員体制を有しているため。

9 所管課

港湾局建設第一課

物流運営課